

会社名 EIZO株式会社

代表者名 代表取締役社長 実盛 祥隆

(コード番号 6737 東証プライム)

問い合わせ先 執行役員 総務部長 比良 浄敬

電話番号 076(275)4121

EIZOグループ人権方針を制定

EIZO株式会社(本社:石川県白山市、代表取締役社長:実盛 祥隆)は、このたび、当社の人権に関する基本方針として「EIZOグループ人権方針」を制定しましたので、お知らせします。

当社は「映像を通じて豊かな未来社会を実現する」という企業理念のもと、グローバルにビジネスを行う立場から、自社のみならずサプライチェーンを通じて人権に配慮することは当社の責任であると認識し、EIZOグループで働くすべての人が守るべき指針である「EIZOグループ行動指針」にて、一切の差別的言動を行わないこと、不適切な労働をさせないこと、いかなるハラスメントも行わないことなど人権尊重の考え方を明記し、事業活動を進めてまいりました。

さらにこのたび、国際社会における「人権」に対する意識の高まりや社会課題の変化を踏まえ、人権尊重の取組みのさらなる強化・徹底に向けて、当社の人権に関する基本方針及び具体的な行動指針として「EIZOグループ人権方針」を定めました。

当方針を当社グループ内の事業活動に浸透させるとともに、EIZOグループの製品・サービスに関連するすべてのパートナー、サプライヤー及びその他関係者等の皆さまの当方針へのご理解とご協力のもと、人権尊重の取組みをより一層進めてまいります。

【EIZOグループ人権方針の項目】

- 1.人権に関する基本的な考え方
- 2.適用の範囲
- 3.人道的待遇の保証、差別・ハラスメントの禁止
- 4.雇用の自由選択の保証
- 5.児童労働の禁止、若年労働者の就労制限
- 6.適切な労働条件の保証
- 7.結社の自由
- 8.公正なビジネス、広告および競争
- 9.人権デューデリジェンス

■「EIZOグループ人権方針」掲載 Webページ

<https://www.eizo.co.jp/company/information/humanright/>